

令和3年3月31日

泉南市報道提供資料  
報道機関 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦  
(広報担当：吉野谷)

### 職員の処分等について

泉南市において、令和3年3月31日（水曜日）に地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

	所属	職名	年齢	処分内容	当時の職名（年度）
1	総合政策部 (泉南清掃事務 組合派遣)	参与 (部長級再任 用職員)	63歳	戒告	市民生活環境部環境整備課長 (平成19・20・21・22年度) 市民生活環境部参事兼環境整備 課長(平成23年度)
2	都市整備部 下水道課	事務職員 (再任用職員)	63歳	戒告	市民生活環境部環境整備課長 (平成24年度)
3	都市整備部 下水道課	事務職員 (課長代理級)	54歳	戒告	市民生活環境部参事(環境整備 担当)(平成24年度) 市民生活環境部環境整備課長 (平成25・26・27年度) 市民生活環境部次長兼環境整備 課長(平成28年度)
4	市民生活環境部 環境整備課	事務職員 (再任用職員)	63歳	戒告	市民生活環境部環境整備課長 (平成29年度)
5	都市整備部 住宅公園課	技術職員 (係長級)	59歳	戒告	市民生活環境部環境整備課長 (平成30年度)

#### 【処分根拠】

地方公務員法第29条第1項第2号並びに泉南市懲戒処分の指針

#### 【処分に至った事実の概要】

泉南市の職員（令和元年9月30日付で懲戒免職処分）が、し尿くみとり券販売所から売上げを集金し、会計課へ入金する前にその一部を着服していたことが、令和元年9月に発覚した。

それを契機として調査したところ、平成17年度から平成30年度にかけて、毎年、販売所からの集金額に比して、市に納付されている販売所の売上代金額が低額であることが明らかになった。

市の財政運営に大きな影響を与える事案であり、なにより市民の行政に対する信頼を大きく失墜させる事案であるため、関係した職員の処分を決定した。

### 【市長コメント】

し尿くみとり券の売上代金に関して、市職員の不祥事が市民の皆様に対する市政への信頼を損ねることとなりましたことを、市長として心よりお詫び申し上げます。

今後、不正を防止するため、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう管理・監視に努め、危機管理と内部統制についての仕組みを強化していきます。

市民の負託に応え、信頼される市政の推進に一層努めるため、適正な事務処理の徹底を図り、二度とこのようなことを起こさないよう、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

#### 本件連絡先

総合政策部人事課  
(担当：竜田、松野)

[TEL:072-483-0003](tel:072-483-0003)